



第2次 多古町男女共同参画 推進プラン

男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町

令和3年3月
多古町

はじめに

平成11年、国において「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組が行われてきました。



現在、少子高齢化に伴う人口減少問題に加え、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大は、社会の様々な分野に大きな影響を与えています。

中でも新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性をめぐって顕在化した雇用問題やDV等の増加・深刻化などの諸課題を踏まえ、令和2年12月、国において、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

本町においては、平成29年3月、「多古町男女共同参画推進プラン」を策定し、「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」を目指して、様々な分野で男女共同参画の推進に取り組んでおります。

今後も持続可能な活力ある町の実現を図るため、男女がお互いを大切にし、ともにいきいきと輝いて活躍できるまちづくりの実現を目指し、「第2次多古町男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。町民の皆様とともに、このプランにより、男女共同参画の取組を推進して参ります。

最後に、本プランの策定にあたり、活発なご審議をいただきました、多古町男女共同参画推進会議の委員、アドバイザーの皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にて、貴重なご意見、ご提言をいただいた皆様に、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

多古町長

新 一 重

目次

計画策定にあたって	1
1 計画の基本的な考え方	2
(1) 計画策定の背景と趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 国の動き	3
(5) 県の動き	3
(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは	4
現状分析	5
1 指標の達成状況評価の実施	6
2 町民アンケートの実施	8
施策の展開	9
1 計画の概要	10
(1) 目指すまちの姿(基本理念)	10
(2) 基本目標	10
(3) 基本的な課題	11
(4) 体系図	12
2 施策の展開	14
基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	16
基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育の充実	16
基本的な課題3 あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり	17
基本的な課題4 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援	22
基本的な課題5 あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備	23
基本的な課題6 政策・方針決定の場への女性の参画促進	24
基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	25
基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり	26
3 計画の推進	28
(1) 推進体制	28
(2) 国・県との連携強化及び協働の推進	28
(3) 点検・評価	28
資料編	29
用語集	30
策定経過	33
委員名簿	34
関連法令	35
設置要綱	41
多古町男女共同参画推進プラン指標一覧	43

●本計画書における用語説明について●

計画書 30～32 ページの用語集に記載のある用語については、「上付き文字※」をつけています。



計画策定にあたって

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と趣旨

多古町では、「男女共同参画社会基本法^{*}」が示す「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、平成 29 年 3 月に「多古町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策について取り組んできました。

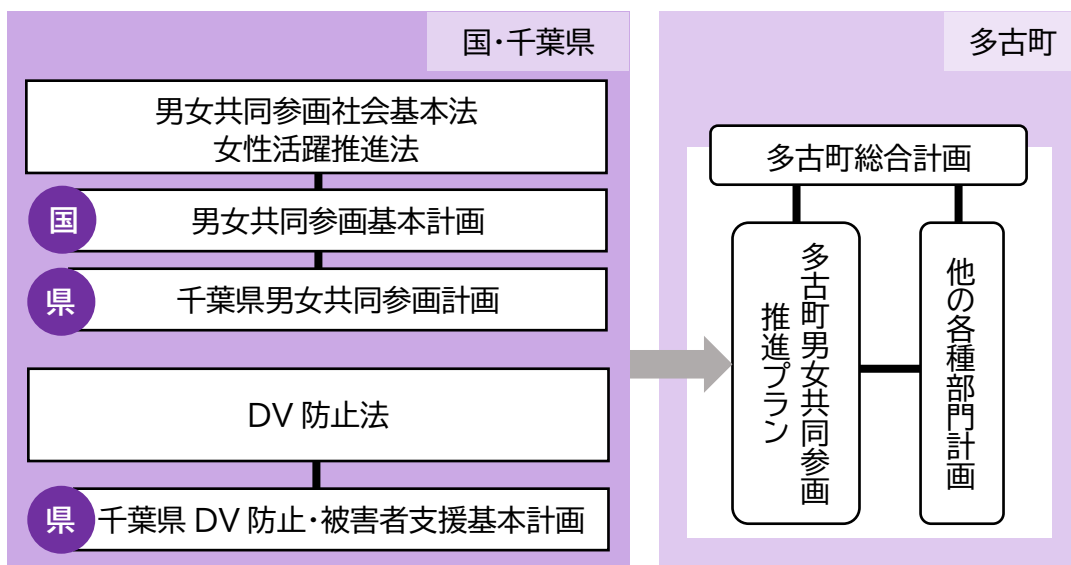
多古町においても、男女共同参画の取組や意識は浸透しつつありますが、人口減少や少子高齢化が進む中、今後も多古町が発展していくためには、年齢や性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくりがより重要となります。

今後も多古町において、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいくための指針として、令和 2 年度末に計画期間が満了する「多古町男女共同参画推進プラン」の次期計画としての「第 2 次多古町男女共同参画推進プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法^{*}」第 14 条第 3 項に基づく、多古町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画です。また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}（以下、「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に基づく推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法^{*}」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく DV 対策基本計画としても位置づけています。

また、本計画は、国・県の基本計画の動向を踏まえながら、町民アンケートや多古町男女共同参画推進会議での検討を行い、「多古町総合計画」や他部門の計画と整合を図りました。



(3) 計画の期間

本プランの期間は、国・県の計画期間に合わせ令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら推進します。

～令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
多古町男女共同参画推進プラン	第2次多古町男女共同参画推進プラン				

(4) 国の動き

国では、平成11年の「男女共同参画社会基本法^{*}」の制定に始まり、男女共同参画の推進に向けた様々な法制度が整備されてきています。平成25年7月に、DV防止法^{*}について、第3次の改定が加えられたほか、平成27年8月には、女性活躍推進法^{*}が成立しました。

更に、平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}」が公布・施行され、政治分野における男女共同参画の推進について取り組んでいます。

加えて令和2年12月、男女共同参画の視点の重要性が増す中、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

また、平成27年9月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs^{*}）」が掲げられました。その17ある目標の5番目に「ジェンダー^{*}の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を図る」という目標が掲げられており、今後は、SDGs^{*}を踏まえた取組の推進が重要となってきます。

(5) 県の動き

千葉県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を展開してきました。そして、令和2年度末に、「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉」の実現を目指して「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定され、引き続き男女共同参画社会の実現に向け取組を進めています。

また、「DV防止法^{*}」第2条の3第1項に基づく法定計画として、平成29年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」を策定し、重大な人権侵害となるDV^{*}をしない、させない社会の実現を目指すとともに、不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指し、各施策の推進を図っています。

(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGs*とは、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むための「持続可能な開発目標」のことで、平成 27 年に国連において採択された、「誰一人取り残されない」社会の実現に向けた 17 の目標を指します。本計画では、政策と SDGs の目標 5 「ジェンダー*平等の実現」を推進し、誰一人取り残されない男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>		<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		



現状分析

1 指標の達成状況評価の実施

平成 29 年 3 月に策定した「多古町男女共同参画推進プラン」において設定した各指標については、毎年度の達成状況の把握を実施してきました。

令和元年度は、新型コロナウイルス*の影響で講演会の開催等ができず、未達成となってしまう指標もありますが、35 件中 23 件の指標が 100%以上の達成度となっています。

また、計画策定初年度の平成 29 年度と比べ、全体の達成度として、5.5 ポイント増加し、全体として、事業や取組が進んでいる状況となっています。

【指標の達成状況】

	各指標達成度状況（達成指標数）					全体の達成度	把握指標数
	25%未満	25～49%	50～74%	75～99%	100%以上		
H29	3 件	2 件	4 件	3 件	17 件	79.3%	29 件
H30	2 件	1 件	3 件	4 件	19 件	86.0%	29 件
R1	3 件	0 件	4 件	5 件	23 件	84.8%	35 件

【令和元年度の指標達成状況一覧】

指標	目標値	基準値（H28）	実績値（R1）	達成度
「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	25%以上	21.5%	28.4% ^(※)	100%
職場や学校での男女に関するイメージ（「職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている」等）について、「そう思わない」人の割合	各増加	23.5%～82.3%	22.8%～90.6% ^(※)	80.0%
男女共同参画に関する言葉について「よく知っている」「多少は知っている」人の割合	各増加	24.1%～87.4%	28.3%～93.1% ^(※)	100%
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	年 1 回以上	未実施 <small>(H29、H30 は実施)</small>	未実施 <small>計画・募集したが、コロナ感染症防止のため中止</small>	0%
町民アンケート（意識調査）の実施	計画策定時に実施	未実施	実施	100%
男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年 2 回以上	年 2 回	年 2 回	100%
多古町ホームページに男女共同参画に関する情報ページの作成	作成	未作成	作成済	100%
図書館における関連書籍の紹介・周知	年 1 回以上	未実施	年 1 回	100%

指標	目標値	基準値 (H28)	実績値 (R1)	達成度
家庭教育学級における男女共同参画に関する講座等の開催	年1回以上	未実施	年2回	100%
児童生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年1回以上	年1回	年2回	100%
教職員研修の実施	年1回以上	未実施	年5回	100%
児童福祉司等の専門職を配置	配置	未配置	配置済	100%
住民相談の開催周知回数	毎回周知を維持	毎回周知	毎回周知	100%
弁護士による無料相談の開催回数	年2回以上	年2回	年2回 (臨時1回)	100%
「ワーク・ライフ・バランス※」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	30%以上	—	33.4%(※)	100%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	55%以上	50.6%	53.1%(※)	96.5%
各種休業制度に関する広報啓発機会の提供	年1回以上	年1回未満	年1回	100%
子育て世代包括支援センターの設置	設置	未設置	未設置 (R2.4.1設置)	0%
待機児童数	0人を維持	0人	0人	100%
各小学校区に学童保育所を設置	4か所	3か所	4か所	100%
家族経営協定※の締結数	5戸増加	34戸	33戸	0%
関係法令に関する広報啓発機会の提供	年1回以上	未実施	年1回	100%
介護予防教室参加者数	年13,000人以上	7,192人	7,213人	55.5%
要介護認定率	17.5%以下	14.1%	14.8%	100%
コミュニティプラザ年間利用人数	48,000人	46,821人	29,402人	61.3%
各種会議・委員会等における女性委員の割合	20%以上	16.6%	15.4%	77.0%
子育てサポートファイルの導入	導入	未導入	導入済	100%
各学校において思春期講演会の開催	年1回以上	年1回	年1回	100%

指標	目標値	基準値 (H28)	実績値 (R1)	達成度
乳がん・子宮がんの検診率	増加	乳がん 40.3% 子宮がん 25.4%	乳がん 46.6% 子宮がん 25.8%	100%
防災会議委員の女性委員数 (委員定数 25 人)	5 人以上	1 人	3 人	60.0%
女性消防組織隊員数 (定員 10 人)	定員を満たす	9 人	8 人	80.0%
女性や子育て世代に配慮した 防災備蓄品目	充実増加	2 品目	6 品目	100%
チャイルドシート補助件数	年 40 件以上	年 32 件	年 33 件	82.5%
LED 防犯灯設置数	1,200 基	576 基	1,303 基	100%
民間事業者との見守り協定締結数	10 件	6 件	7 件	70.0%

(※) 印：町民アンケートの結果による実績値

2 町民アンケートの実施

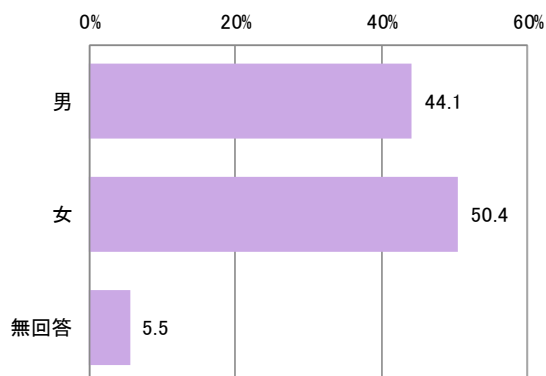
次期男女共同参画推進プラン策定にあたり、第5次多古町総合計画の策定とあわせて町民アンケート調査を実施しました。

【アンケート実施概要】

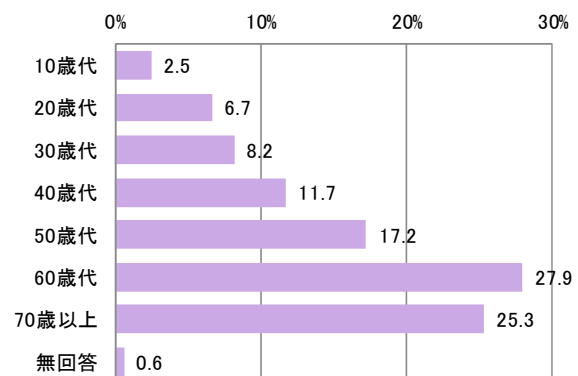
調査対象	多古町にお住いの 16 歳以上の方 2,000 人 (無作為抽出)
調査期間	令和元年 8 月下旬～10 月中旬
実施方法	郵送での配布・回収
回収状況	796 票回収 (回収率 39.8%)


【アンケート回答者属性】

●性別



●年齢





施策の展開

1 計画の概要

(1) 目指すまちの姿（基本理念）

多古町では、町・町民・事業者が協力して男女共同参画を進めることにより、男女の人権が十分尊重され、自らの意思に基づきあらゆる分野に参画することができ、生涯豊かで活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指しています。本プランにおいても、これまでの理念を踏襲し、引き続き男女共同参画社会の実現を目指します。



男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を掲げます。



I 男女が互いの人権を尊重し男女共同参画意識を高めるまち



II 男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち



III 男女が生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまち

(3) 基本的な課題

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」の理念達成に向けて8つの基本的な課題を設定し、課題の達成に向けた施策を展開していきます。

1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり
2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実
3. あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり
4. 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援
5. あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備
6. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
8. 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり



男女共同参画に関する講演会

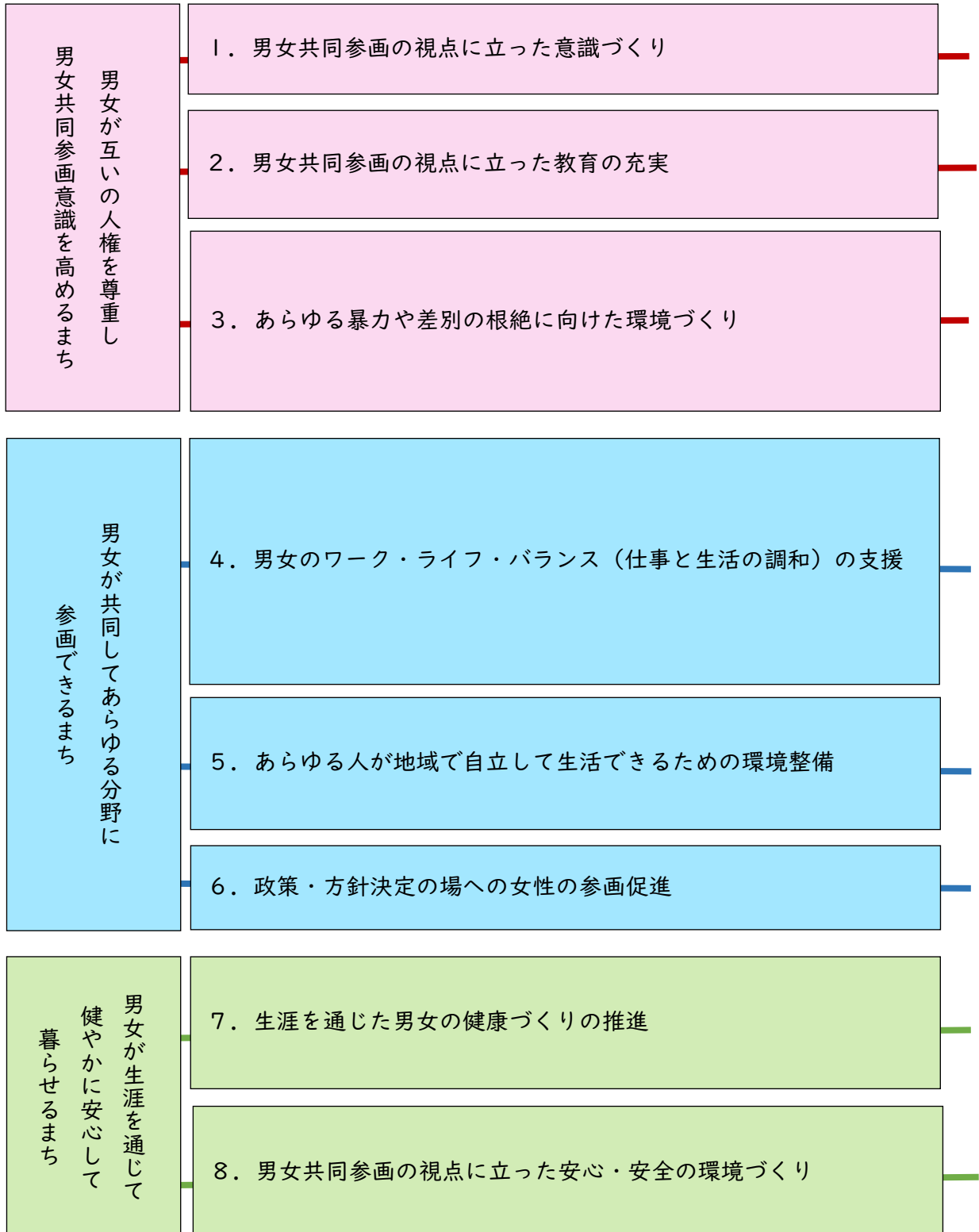
(4) 体系図

目指すまちの姿
(基本理念)

男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町

基本目標

基本的な課題



【推進体制】

○庁内関係各課との連携

○町職員の男女共同参画意識の醸成

○多古町男女共同参画推進会議の開催・充実

○国・県との連携強化及び協働の推進

施策の方向性

具体的な施策名

男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

- ・講演会等の実施
- ・町民アンケートの実施
- ・広報たご等の活用
- ・関連図書の周知

学校や家庭、地域において男女共同参画について学習する機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

- ・男女平等・人権教育の充実
- ・多様な選択を可能にする進路指導
- ・家庭教育学級の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・教職員研修の充実

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシャルハラスメント[※]など、あらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくりに取り組みます。
また、広報啓発に取り組み、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組みます。

- ・DV[※]の防止・啓発
- ・DV[※]相談体制の充実
- ・DV[※]被害者の支援
- ・高齢者・障がい者虐待の防止・啓発
- ・子どもを守る地域ネットワークの強化
- ・民生・児童委員等との連携強化
- ・人権に関する相談事業の周知・充実
- ・町職員に向けたハラスメント研修等の実施

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

- ・ワーク・ライフ・バランス[※]の周知
- ・保育サービスの充実
- ・こどもルームの充実
- ・子育て交流室の設置
- ・学童保育所の運営
- ・介護サービス情報の提供
- ・家族経営協定[※]の普及促進
- ・雇用に関する法令の普及促進
- ・事業所等への男女共同参画の啓発
- ・再就職・起業等の情報提供
- ・女性や若者の就業支援

あらゆる人が、自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組みます。

- ・介護予防の推進
- ・生きがいづくりの推進
- ・障がい者の社会参加の促進
- ・ひとり親家庭等への支援
- ・生涯学習活動の支援
- ・NPO・ボランティア活動への支援

固定的な性別役割分担意識[※]を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

- ・審議会等委員の公募推進
- ・女性委員登用の推進

子育て世代包括支援センターの設置により、子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

- ・健康相談の充実
- ・妊娠・出産・育児への支援
- ・乳幼児家庭等への支援
- ・思春期教育の充実
- ・身体的性差に配慮した健康づくりの支援

男女共同参画の視点に立った取組により、防災・防犯等の施策を充実させ、安心・安全な環境づくりを推進します。

- ・防災会議における女性委員登用の推進
- ・消防団における男女共同参画の推進
- ・防災備蓄の充実
- ・交通安全対策の充実
- ・地域防犯活動の推進
- ・子ども・高齢者見守り活動の推進

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し男女共同参画意識を高めるまち

■現状と課題■

多古町における男女の平等性について町民アンケート調査の結果、様々な場面において「平等になっている」と感じる割合が平成 27 年調査と比べ増加しており、平等性の意識の醸成が図られてきていることがわかります。特に「地域活動」と「職場」での平等性が高まっているという割合が増加しています。

しかし、「政治や政策決定の場」「社会一般の常識・慣習」においては、割合は減ってきてはいますが、いまだ6割以上が「男性の方が優遇されている」となっており、「社会全体」としても67.8%が「男性優遇」という回答となっています。(図1)

図1:社会における男女の平等性

単位:%

	令和元年調査			平成27年調査		
	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている
家庭生活のなかで	50.0	44.0	6.0	54.6	37.8	7.6
職場のなかで	51.8	42.6	5.5	61.8	31.2	7.0
地域活動のなかで	48.3	45.3	6.4	59.6	33.3	7.0
学校教育のなかで	18.9	76.7	4.4	18.9	76.2	4.8
法律や制度のうえで	38.4	57.7	3.9	40.6	54.0	5.4
政治や政策決定の場で	64.2	34.3	1.4	69.4	28.7	1.9
社会一般の常識・慣習のなかで	64.3	31.5	4.2	72.6	23.6	3.8
社会全体として	67.8	28.4	3.8	74.4	21.3	4.3

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は平成 27 年調査と比べ増加した項目

また、職場や学校における男女平等に関しても、「管理職や団体の長は男性が向いている」等の考え方に対し「そう思わない」という割合が、平成 27 年調査と比べ増加しており、こちらも男女平等の推進がみられます。

しかし、「女性が男性を立てると物事がうまく進む」と考える方は減少していますが、48.5%と約半数となっており、「女性は理数系の仕事には向いていない」等に比べると割合が高くなっています。(図2)

多古町の男女共同参画に対する意識の醸成は高まってきていますが、今後も引き続き取組を進め、更なる男女共同参画の推進を行うことが大変重要となります。

基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し男女共同参画意識を高めるまち

図2:職場や学校における男女平等への考え方

単位:%

	令和元年調査		平成27年調査	
	そう思う	そう 思わない	そう思う	そう 思わない
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	43.1	56.9	55.9	44.2
女性が男性を立てると物事がうまく進む	48.5	51.5	62.4	37.6
女性は理数系の仕事には向いていない	9.5	90.5	17.8	82.3
男性は結婚してこそ一人前だ	30.9	69.1	39.9	60.0
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	77.2	22.8	76.5	23.5

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は平成27年調査と比べ増加した項目

男女共同参画に関する言葉の認知度としては、各項目すべてにおいて、平成27年調査と比べ認知度が増加しています。特に、「ジェンダー*」「ポジティブ・アクション*」については、10ポイント以上の増加がみられ、周知が進んでいる状況がわかります。(図3)

しかし、「デートDV*」のように認知度が約半数となっている言葉もあるため、今後も周知に向けた取組が必要となります。

図3:男女平等・男女共同参画等に関する言葉の認知度

単位:%

	令和元年調査		平成27年調査	
	知っている・聞いたことがある	知らない	知っている・聞いたことがある	知らない
男女雇用機会均等法	92.3	7.7	89.8	10.1
男女共同参画社会基本法	75.0	25.0	66.6	33.5
女性差別撤廃条約	75.5	24.5	69.3	30.6
ジェンダー	72.1	27.9	45.3	54.6
セクハラ	99.1	0.9	97.2	2.8
DV	97.3	2.7	90.7	9.4
ポジティブ・アクション	60.1	39.9	49.5	50.5
デートDV	51.1	48.9	45.8	54.2
ワーク・ライフ・バランス	63.0	37.0	/	
LGBT	59.2	40.8		

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は平成27年調査と比べ増加した項目

基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

◆施策の方向性◆

男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
講演会等の実施	男女共同参画地域推進員等と連携しながら、男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを定期的を実施することで町民の関心を高めていきます。	企画空港政策課
町民アンケートの実施	男女共同参画に関する意識を把握するため、計画見直しの際に町民アンケートを実施し、その推移に応じた施策展開を図ります。	企画空港政策課
広報たこ等の活用	広報たこやホームページ等で男女共同参画に関する情報提供を定期的に行います。	企画空港政策課 地方創生課
関連図書の周知	多古町立図書館において、特集コーナーでの関連図書の紹介及び資料等の展示を行い、男女共同参画について周知します。	生涯学習課

基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育の充実

◆施策の方向性◆

学校や家庭、地域において男女共同参画について学習する機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女平等・人権教育の充実	学校教育全体を通して、男女平等教育・人権教育（いじめの防止）に取り組みます。いじめや差別・偏見を「しない、させない、ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を各学校で徹底します。	学校教育課
多様な選択を可能にする進路指導	固定的な男女別の職業観にとらわれない主体的な進路選択ができるよう、理想的な職業観や勤労観を身に付け、将来、性別にとらわれず、自己の個性に合った進路を選択できる力を育みます。	学校教育課
家庭教育学級の推進	子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級（家庭での教育を支援するための取組）の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。	生涯学習課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
キャリア教育の推進	男女がともに個性と能力を伸ばせる学習機会を充実し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	学校教育課
教職員研修の充実	性別にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす指導ができるよう、教職員の研修の充実を図ります。	学校教育課

基本的な課題3 あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

★多古町 DV 対策基本計画

◆施策の方向性◆

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシャルハラスメント*、LGBT*への差別など、あらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくりに取り組みます。

また、広報啓発に取り組み、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DV*の防止・啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報活動を強化し、性犯罪、DV やセクシャルハラスメント*は重大な人権侵害であることの周知を図ります。	保健福祉課
DV*相談体制の充実	DV 被害者が安心していつでも相談することができるよう相談窓口の充実を図ります。更に、様々な情報提供を行い、県や関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	保健福祉課
DV*被害者の支援	DV 被害者が、質の高い支援が受けられるよう、被害者の状況に配慮し、女性サポートセンター、配偶者暴力相談センターなど、県や関係機関と連携を強化して支援に取り組みます。	保健福祉課
高齢者・障がい者虐待の防止・啓発	高齢者・障がい者の保護・支援等、適切に対応するとともに、虐待防止や権利擁護支援に向けての関係機関との連携強化や、窓口等において虐待防止啓発を図ります。	保健福祉課 〔地域包括支援センター〕

具体的な施策名	事業の概要	担当課
子どもを守る地域ネットワークの強化	新生児訪問等の家庭訪問指導や乳幼児健診未受診者等の把握を通して、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。多古町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、構成員の専門性を高め、関係機関との連携を強化します。	保健福祉課 子育て支援課 学校教育課 こども園 多古中央病院
人権に関する相談事業の周知・充実	人権擁護委員と行政相談委員が合同で開催する住民相談について、住民への周知を図ります。更に住民相談には、定期的に町が弁護士を招いて無料相談を実施します。	住 民 課
町職員に向けたハラスメント研修等の実施	ハラスメント防止のため、町職員の研修等を実施し、周知徹底を図ります。	総 務 課



町民アンケートの実施



関連図書のお知らせ

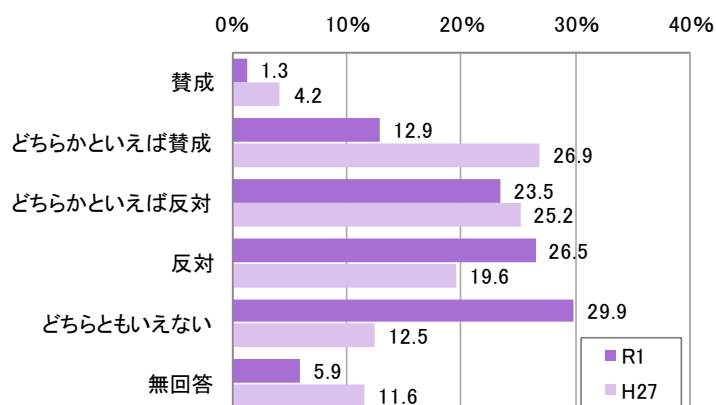
基本目標Ⅱ 男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち

■現状と課題■

「男は仕事、女は家庭」という考え方に関して、町民アンケート調査で賛否を伺うと、平成 27 年調査と比べ「賛成」の割合が減少、「反対」の割合が増加しており、性別役割分担の意識の平等化が進んでいることがみられます。

また、年齢別にみると 50 歳以上では「どちらともいえない」が多くなっているのに対し、10～40 歳代では「反対」が多くなっています。(図 4)

図4:「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※アンケート調査より

【令和元年度調査 性別・年齢別】

		合計	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	どちらと もいえない	無回答
全体		796 100.0	10 1.3	103 12.9	187 23.5	211 26.5	238 29.9	47 5.9
性別	男	351 100.0	5 1.4	55 15.7	74 21.1	98 27.9	104 29.6	15 4.3
	女	401 100.0	5 1.2	45 11.2	103 25.7	102 25.4	123 30.7	23 5.7
年齢	10・20歳代	73 100.0	2 2.7	6 8.2	20 27.4	26 35.6	18 24.7	1 1.4
	30・40歳代	158 100.0	3 1.9	18 11.4	38 24.1	52 32.9	47 29.7	0 0.0
	50歳以上	560 100.0	5 0.9	79 14.1	129 23.0	131 23.4	171 30.5	45 8.0

※アンケート調査より

[■]は最も多い項目

家庭内における役割分担において、平成 27 年度調査と比べて「夫婦同程度」の増加している項目が多くなっています。また、年齢別でみると、10・20 歳代で「夫婦同程度」の項目が他の年代に比べ多く挙がっています。(図 5)

働く女性が増えている状況で、ワーク・ライフ・バランス*を整えていくために男女ともに仕事と家庭が両立しやすい環境づくりが大変重要となります。

基本目標Ⅱ 男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち

図5：家庭内における男女の役割分担

単位：%

	令和元年調査					平成27年調査				
	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	1.9	83.7	8.1	0.7	5.6	2.0	84.3	6.2	0.5	7.0
食事の後片付け	4.1	74.6	15.7	1.5	4.1	4.9	76.1	13.0	0.0	6.1
掃除(部屋、風呂、庭など)	5.0	60.3	28.4	1.9	4.5	6.2	58.5	27.7	0.8	6.8
洗濯	3.4	80.6	10.4	1.3	4.3	3.1	81.6	8.8	0.6	5.9
食料品・日用品の買い物	3.9	61.3	30.0	1.1	3.7	3.8	59.2	30.9	0.8	5.3
ゴミ出し	29.3	41.2	19.2	5.8	4.5	32.0	40.4	17.3	4.3	6.0
日常の家計管理	14.1	60.6	21.1	1.0	3.2	14.4	65.0	15.7	0.5	4.4
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	1.1	60.8	33.5	1.1	3.5	0.9	62.7	30.6	0.9	4.9
学校行事等への参加	6.5	54.3	34.4	1.1	3.8	5.4	60.4	29.6	1.3	3.3
自治会等の地域活動等への参加	62.2	9.0	21.4	6.0	1.4	56.7	9.8	25.1	6.2	2.2
家族の看病・介護	3.2	55.1	35.9	1.9	4.0	2.6	60.7	30.8	0.9	5.0
収入を得ること	54.9	3.4	37.8	3.2	0.6	51.3	3.3	42.2	0.7	2.5

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)

〔 〕は平成27年調査と比べ増加した項目

【令和元年度調査 性別】

		主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	男	1.3	81.4	11.0	0.4	5.9
	女	1.5	87.6	5.5	0.7	4.7
食事の後片付け	男	6.0	67.8	21.0	2.1	3.0
	女	1.5	81.6	11.0	0.4	5.5
掃除(部屋、風呂、庭など)	男	6.0	49.8	37.9	2.6	3.8
	女	3.3	69.9	21.0	1.1	4.8
洗濯	男	4.3	77.4	14.1	1.7	2.6
	女	2.2	85.0	6.2	0.7	5.9
食料品・日用品の買い物	男	4.7	53.4	37.3	1.3	3.4
	女	2.6	70.1	22.6	0.7	4.0
ゴミ出し	男	30.6	32.3	26.0	7.7	3.4
	女	28.4	48.9	13.4	3.7	5.6
日常の家計管理	男	12.2	57.4	26.1	1.3	3.0
	女	15.7	63.4	16.8	0.4	3.7
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	男	2.4	49.4	44.0	1.2	3.0
	女	0.0	72.3	23.9	0.5	3.2
学校行事等への参加	男	8.7	43.9	42.8	1.2	3.5
	女	4.9	66.1	24.6	0.5	3.8
自治会等の地域活動等への参加	男	68.0	5.5	18.3	6.8	1.4
	女	57.4	13.1	23.0	4.9	1.6
家族の看病・介護	男	5.4	40.1	46.1	3.0	5.4
	女	1.1	67.9	27.4	0.5	3.2
収入を得ること	男	50.5	2.7	42.8	3.6	0.5
	女	59.8	4.4	32.5	2.4	0.8

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)

〔 〕は最も多い項目

基本目標Ⅱ 男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち

【令和元年度調査 年齢別】

		主に夫	主に妻	夫婦 同程度	その他 (男性)	その他 (女性)
食事の支度	10・20歳代	0.0	50.0	8.3	8.3	33.3
	30・40歳代	0.9	84.0	9.4	0.9	4.7
	50歳以上	2.2	84.9	7.7	0.5	4.8
食事の後片付け	10・20歳代	0.0	41.7	16.7	8.3	33.3
	30・40歳代	2.9	72.4	20.0	1.9	2.9
	50歳以上	4.4	76.5	14.3	1.2	3.6
掃除(部屋、風呂、 庭など)	10・20歳代	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3
	30・40歳代	5.7	65.7	23.8	1.9	2.9
	50歳以上	5.1	59.9	29.5	1.4	4.1
洗濯	10・20歳代	0.0	50.0	8.3	8.3	33.3
	30・40歳代	3.8	80.2	12.3	0.9	2.8
	50歳以上	3.4	81.9	9.7	1.2	3.9
食料品・日用品の 買い物	10・20歳代	0.0	25.0	33.3	16.7	25.0
	30・40歳代	1.9	75.5	20.8	0.0	1.9
	50歳以上	4.6	58.8	32.1	1.0	3.6
ゴミ出し	10・20歳代	8.3	25.0	16.7	16.7	33.3
	30・40歳代	32.1	40.6	14.2	6.6	6.6
	50歳以上	29.1	42.1	20.5	5.4	2.9
日常の家計管理	10・20歳代	0.0	18.2	36.4	9.1	36.4
	30・40歳代	17.1	63.8	17.1	0.0	1.9
	50歳以上	13.9	60.6	21.8	1.0	2.7
乳幼児の育児・子 どものしつけ、世話	10・20歳代	0.0	33.3	44.4	11.1	11.1
	30・40歳代	2.1	61.7	34.0	0.0	2.1
	50歳以上	0.8	61.4	33.3	1.1	3.4
学校行事等 への参加	10・20歳代	0.0	50.0	12.5	12.5	25.0
	30・40歳代	3.2	66.3	28.4	0.0	2.1
	50歳以上	7.9	50.2	37.0	1.1	3.8
自治会等の地域 活動等への参加	10・20歳代	0.0	22.2	22.2	33.3	22.2
	30・40歳代	51.1	18.1	19.1	9.6	2.1
	50歳以上	66.5	6.6	21.6	4.5	0.8
家族の看病・介護	10・20歳代	10.0	10.0	30.0	10.0	40.0
	30・40歳代	2.6	55.3	35.5	2.6	3.9
	50歳以上	3.1	56.6	36.1	1.4	2.8
収入を得ること	10・20歳代	33.3	8.3	33.3	25.0	0.0
	30・40歳代	62.9	3.8	32.4	0.0	1.0
	50歳以上	53.3	3.2	39.5	3.5	0.5

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
[■]は最も多い項目

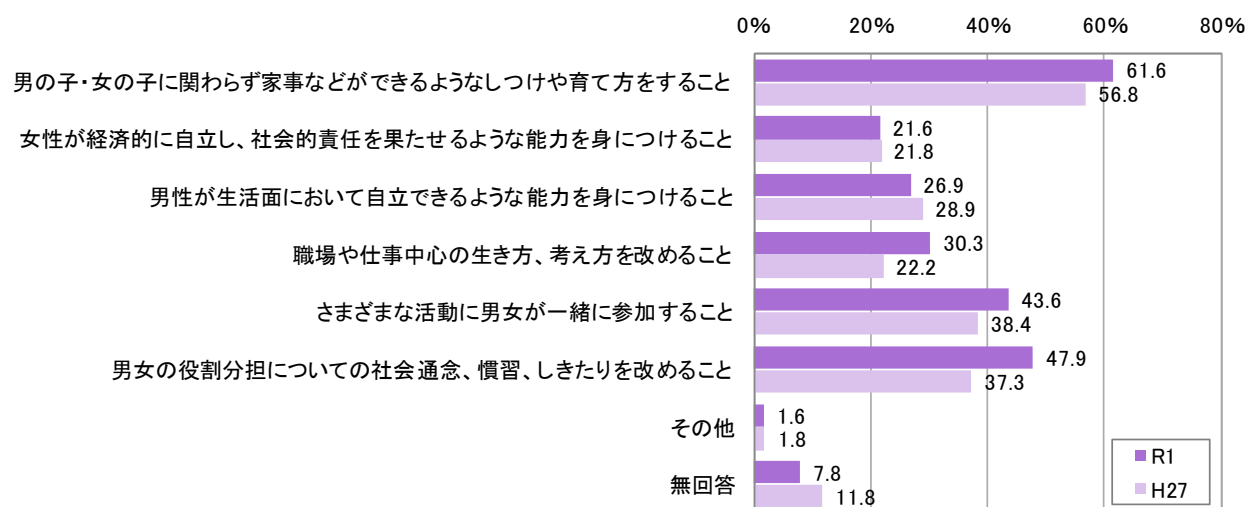
男女平等のために必要なこととして、町民アンケートの回答では、「男の子・女の子に関わらず家事などができるようなしつけや育て方をすること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」といった役割分担の考え方の意見が多くなっています。

(図6)

男女が様々な場所で参画していくための取組を今後も継続していくことは大変重要となります。

基本目標II 男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち

図6:男女平等のために必要なこと



※アンケート調査より

基本的な課題4 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援

◆施策の方向性◆

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス*の周知	男性の家事・育児・介護参加の促進や男女のワーク・ライフ・バランスの考え方や意義について周知する機会を増やし、町民の理解を深めます。	企画空港政策課
保育サービスの充実	児童の保護者が安心して働くことができるよう、一時保育、時間外保育、病児保育など多様な保育サービスを充実するとともに、保育士人材の確保や資質向上を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	こども園 子育て支援課
こどもルームの充実	こどもルームを気軽に利用できるような雰囲気づくりに努めます。また、子育てに関する相談や情報交換、仲間づくりの場の充実など関係機関と連携して総合的に子育てを支援します。	こども園

具体的な施策名	事業の概要	担当課
子育て交流室の設置	たこらば(多古町魅力発信交流館)にて、親子が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供します。	地方創生課
学童保育所の運営	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、小学生を対象に、放課後や土曜日・長期休暇における安全な居場所として、待機児童を出すことなく運営します。	子育て支援課
介護サービス情報の提供	高齢者の自立を支援するとともに在宅介護や仕事と介護の両立をする者の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報提供を行います。	保健福祉課 〔地域包括支援センター〕
家族経営協定*の普及促進	農業従事者に対し、認定農業者への新規・更新・変更申請時に家族経営協定*の締結を促進するとともに、女性の農業経営参画に関する情報提供を行います。	産業経済課
雇用に関する法令の普及促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、雇用分野の法律について周知を図ります。	企画空港政策課
事業所等への男女共同参画の啓発	男女共同参画に関する情報を町内の事業所等に提供し、ワーク・ライフ・バランス*やパワハラ・セクハラ*防止等職場環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画空港政策課 産業経済課
再就職・起業等の情報提供	結婚や子育て、介護などで退職した人の再就職や起業等を支援するため情報提供を行います。	産業経済課
女性や若者の就業支援	「ジョブカフェちば」等と連携し、働くことを希望する女性や若者の就業を支援します。	産業経済課

基本的な課題5 あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備

◆施策の方向性◆

あらゆる人が自立し、安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
介護予防の推進	高齢者の介護予防の知識を啓発し、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。また、地域での交流機会を通じて、高齢者の社会参加を促進します。	保健福祉課 〔地域包括支援センター〕
生きがいづくりの推進	高齢者が自らの能力や経験を生かしながら多様な社会に参画できるよう、各種サークルや老人クラブ、シルバー人材センターの活動について周知や支援を行います。	各団体関係課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
障がい者の社会参加の促進	障がいのある人も家庭や地域で、その人らしい生活ができる社会の実現に向けて、障がい者の自立と社会参加を促進します。	保健福祉課
民生・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、地域住民等と連携を強化し、地域の見守り活動による要支援者の把握や地域福祉活動の基礎となるネットワークづくりを推進します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への支援	自立に必要な情報を提供するとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ生活の安定を図ります。就労経験の少ないひとり親家庭の親や生活困窮者に対し、必要な情報を提供し、就労を支援します。	子育て支援課
生涯学習活動の支援	生涯学習の場において、講座内容や行事の曜日、時間帯に配慮するなど、男女ともに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	生涯学習課
NPO・ボランティア活動への支援	町民の地域活動への参加を促進するため、各種団体の育成・連携・交流を図り、持続可能な活動を支援します。	各団体関係課

基本的な課題6 政策・方針決定の場への女性の参画促進

◆施策の方向性◆

固定的な性別役割分担意識*を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
審議会等委員の公募推進	男女が広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定を実施します。	審議会等関係課
女性委員登用の推進	各種会議・委員会の委員数における男女の割合に配慮し、女性委員の積極的な登用を推進し、女性委員の登用率の向上を図ります。	会議等関係課

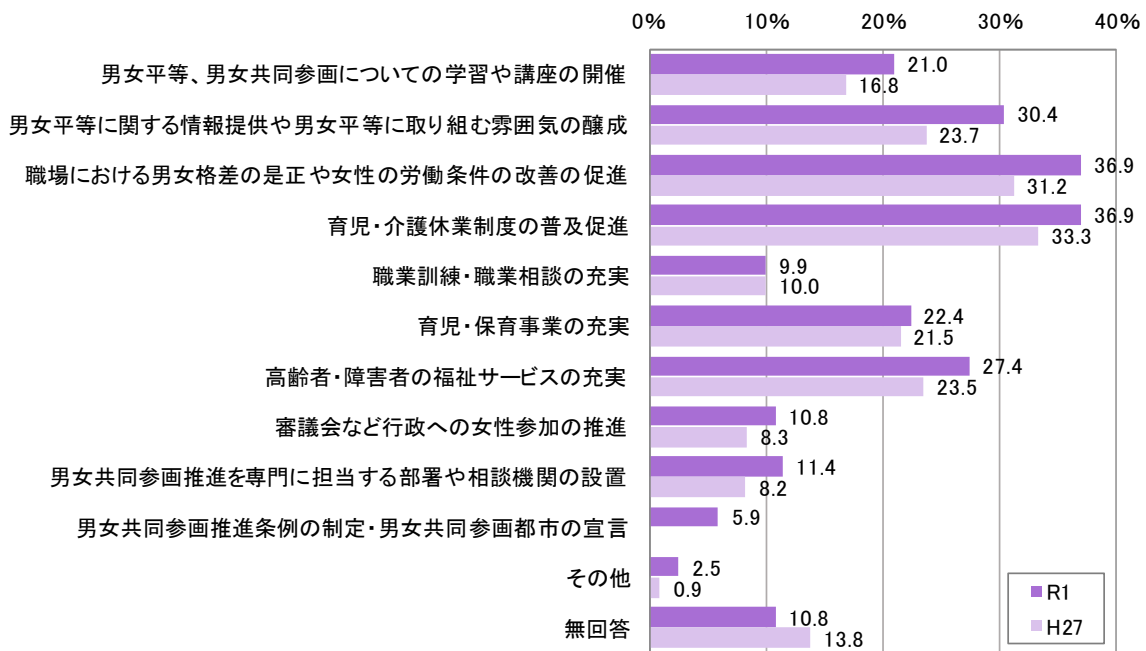
基本目標Ⅲ 男女が生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまち

■現状と課題■

男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待することとしては、「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善の促進」「育児・介護休業制度の普及促進」といった、働く女性への支援や「男女平等に関する情報提供や男女平等に取り組む雰囲気の醸成」という意識の醸成や周知に関することはもちろんのこと、「高齢者・障害者の福祉サービスの充実」や「育児・保育事業の充実」についても重要視されています。

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせる多古町であることも、男女共同参画社会の実現には大変重要なこととなります。

図7:男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待すること



※アンケート調査より

基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

◆施策の方向性◆

子育て世代包括支援センターの設置により、子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
健康相談の充実	各種がん検診や健康教室を実施し、健康づくりに対する意識啓発を図り、より良い生活習慣への改善や自らの健康管理に取り組めるよう支援します。また、健康教育・健康相談・栄養指導等を行い、疾病の重症化予防に取り組みます。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
妊娠・出産・育児への支援	「ママパパ教室」や「離乳食教室」などを通して、妊娠・出産の正しい知識を普及し、父親が妊娠期から出産・育児に協力できるよう支援します。 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 子育て支援課
乳幼児家庭等への支援	乳幼児家庭への訪問指導により、予防接種等の情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、子育ての助言を行います。更に、医療費の全額助成により、乳幼児の健康維持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 子育て支援課
思春期教育の充実	小中学校において、発達段階に応じた異性に対する正しい理解の促進と、尊重し合う心の育成に取り組みます。また、教育相談において、児童生徒の悩みに適切に対応します。	学校教育課
身体的性差に配慮した健康づくりの支援	女性特有の乳がん・子宮がん検診を推進するため、クーポン券の発行を行います。更に、骨粗しょう症検診の実施など、男女の身体的性差に配慮した健康づくりを支援します。	保健福祉課

基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり

◆施策の方向性◆

男女共同参画の視点に立った取組により、防災・防犯等の施策を充実させ、安心・安全な環境づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
防災会議における女性委員の登用の推進	防災会議における女性委員の増加を図り、女性の視点を反映させ、要支援者へ十分に配慮した防災対策に取り組めます。	総務課
消防団における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を盛り込んだ消防防災の啓発活動を行うとともに、災害下では避難所の運営や被災者に対するきめ細やかな対応を実施します。	総務課
防災備蓄の充実	災害に備えて、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品の備蓄を推進します。	総務課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
交通安全対策の充実	子どもや高齢者など年齢に合わせた交通安全教室を実施し、交通安全の啓発に努めます。チャイルドシートの購入者に対して補助金を交付することにより、購入着用を促進し、交通安全の面から子育て世代を支援します。	総務課
地域防犯活動の推進	LED 防犯灯の新設更新による夜間の防犯強化や「子ども110番の家」の推進、児童・生徒への防犯ブザーの配布や防犯カメラの設置補助等により、地域ぐるみで安全を守る体制づくりに取り組みます。	総務課
子ども・高齢者見守り活動の推進	安心・安全なまちづくり実現のため、PTA等と協力し、児童・生徒への見守り、声掛け等の活動を推進します。また、民間事業者と見守り協定の締結を推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課

● 多古町役場における取組 ●

多古町役場では、「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、職員に対して積極的に働きかけます。

取組例	取組の概要
職員に向けたワーク・ライフ・バランス*の啓発	地域社会における男性の育児参加を促進するため、町の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。町職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス*意識を持って、職務に当たることができるよう、働きかけや情報提供を行います。
女性管理職登用の推進	職員の意欲や能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、女性の登用を進めます。
男性職員の育児休業等の取得促進	職員に育児休業や育児の各種休暇の制度について周知徹底を図り、男性職員の育児休業等の取得を推進し、育児への参加を促進します。

女性活躍推進法*第17条に基づき、多古町における女性職員の活躍の推進に関する情報について、毎年ホームページで公表します。

3 計画の推進

(1) 推進体制

男女共同参画施策は、すべての分野にわたることから、全庁的な取組が必要です。

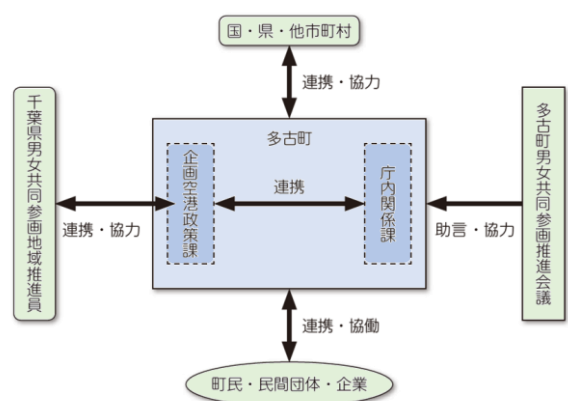
また、有識者組織である「多古町男女共同参画推進会議」において、幅広く意見や助言・協力等を求め、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・立案・実施へ反映させます。

- 庁内関係課と連携し、計画の進行管理の実施
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成

(2) 国・県との連携強化及び協働の推進

国・県との連携強化を図るとともに、様々な主体との連携・協働により、効果的な施策の展開を目指します。

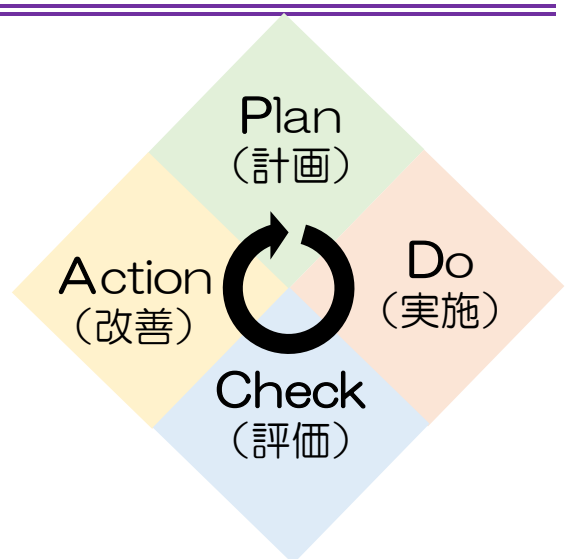
- 国・県との連携した取組の推進
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度*の活用
- 県内市町村との情報交換
- 様々な主体との連携・協働



(3) 点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を実施します。計画全体の成果については、設定した指標（計画終了時点での目標値）の達成状況等を基準に評価を実施します。

また、点検・評価の結果や有識者組織の意見や国・県の計画及び法令改正等の動向を踏まえて随時事業や指標の見直しを行い、次期計画の内容へ反映させます。





資料編

■SDGs（エスディーゼーズ）

経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むための「持続可能な開発目標」を指し、平成 27 年に国連において採択された、「誰一人取り残されない」社会の実現に向けた 17 の目標のことです。

■LGBT（エルジービーティ）

女性同性愛者レズビアン(Lesbian)、男性同性愛者ゲイ(Gay)、男女問わず両性愛者バイセクシャル(Bisexual)、心と体の性が一致しないトランスジェンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせた性的少数者の総称。近年 LGBTQ、LGBT+など、セクシャリティの多様化を表現する単語が使われることもあります。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境（報酬・休日・労働時間など）について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書によって協定を取り決めるものです。

■固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性と女性の役割を決めている例です。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、その言葉自体に良い悪いの価値を含むものではありません。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

■新型コロナウイルス

令和元（2019）年の終わりごろに発生し、世界中に感染が拡大した感染症です。正式名称は「COVID-19」（コヴィットナインティーン）といいます。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日に公布、施行された法律で、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

■セクシャルハラスメント（セクハラ）

様々な生活の場で起こり得る、相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのことです。男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性に対しても、また同性であってもセクハラは起こり得ます。

■男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の基本理念を定めています。国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■千葉県男女共同参画地域推進員制度

千葉県における男女共同参画社会の形成に向けて、地域特性を踏まえた取組を継続していくために千葉県が平成18年度から開始した制度です。県内を6つの地域に分け、知事から委嘱された地域推進員が各地域において県や市町村とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

■デートDV（デート・ディーブイ）

交際中の若いカップルなど婚姻関係にない恋人同士の間にかかる暴力のことで、殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほかに、暴言・束縛などによる精神的な暴力、お金を借りて返さないなどの経済的な暴力、キスやセックスの強要などの性的な暴力などがあります。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、配偶者やパートナー、内縁関係の間で起こる暴力のことです。「暴力」の形はさまざま、身体的、精神的、経済的、性的など多面的な要素を含んでいます。被害者の多くは女性ですが、男性が被害者になることもあり、DVは人権を著しく侵害する犯罪行為であるといえます。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律で、平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行されました。この法律は、配偶者等からの暴力を「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために保護命令制度の規定、婦人相談所（千葉県では女性サポートセンター）の位置づけ、関係機関相互の連携協力など被害者支援のための仕組みを規定しています。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定されるだけでなく、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できることが、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会といえます。平成19年に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、様々な取り組みが進められています。



策定経過

令和元年 8月下旬～10月中旬	町民アンケートの実施（男女共同参画に関する設問を設定） 対 象：多古町にお住いの16歳以上の方2,000人（無作為抽出） 回収率：39.8%
令和2年9月2日	職員向け男女共同参画講演会の実施 講師：立教大学社会学部および大学院21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原なつ子 氏
11月26日	第1回男女共同参画推進プラン策定部会の開催
11月26日	第1回男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
11月30日	第1回男女共同参画推進会議の開催
12月16日	議会説明
令和3年 1月4日～2月3日	パブリックコメントの実施
2月10日	第2回男女共同参画推進プラン策定部会の開催
2月10日	第2回男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
2月18日	第2回男女共同参画推進会議の開催
3月	策定



委員名簿

(敬称略) 令和3年2月末現在

選出区分	氏名	備考
議会議長	勝又 一徳	会長
男女共同参画推進員	山倉 薫	
男女共同参画推進員	市東 美恵子	
農業委員会会長	大木 茂秀	
商工会会長	山崎 吉高	
商工会女性部長	太田 まさ子	
人権擁護委員	依知川 典子	
前社会教育委員議長	小川 清治	
消防団長	工藤 和明	
男女共同参画推進住民団体	野平 敏江	

男女共同参画推進計画アドバイザー

NPO法人パートナーシップながれやま 代表理事	山口 文代
-------------------------	-------



関連法令

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 28 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで略

（11）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

設置要綱

○多古町男女共同参画推進会議設置要綱 (平成 28 年 8 月 5 日告示第 78 号)

(設置)

第 1 条 町は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定により策定する多古町男女共同参画計画及び計画の推進等に関して、広く各界関係者から意見を聴取するため、多古町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多古町男女共同参画計画の策定、推進及び検証に関すること。
- (2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係各界の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、企画空港政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○多古町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱（平成28年8月5日告示第79号）

（設置）

第1条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により策定する多古町男女共同参画計画に関して重要事項を審議するため、多古町男女共同参画推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（組織）

第2条 委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び副園長の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員会の補助組織として、多古町男女共同参画推進プラン策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

5 部会の構成は、委員会において定める。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 多古町男女共同参画計画の企画、立案及び見直しに関すること。

(2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 多古町男女共同参画計画に係る事業の調査並びに資料の収集及び作成に関すること。

(2) 多古町男女共同参画計画に係る施策の研究、事業の企画及び実施事務に関すること。

(3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画空港政策課長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 委員会及び部会の庶務は、企画空港政策課が行う。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

多古町男女共同参画推進プラン指標一覧

基本的な課題	指標名	現状値(RI)	目標値	担当課
1 男女共同参画 の視点に立っ た意識づくり	「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	28.3%	30%以上	企画空港政策課
	町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	未実施 <small>計画・募集したが、コロナ感染症防止のため中止</small>	年1回以上	企画空港政策課
	男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年2回	年2回以上	企画空港政策課
	図書館における関連図書の紹介・周知	年1回	年1回以上	生涯学習課
2 男女共同参画 の視点に立っ た教育の充実	家庭教育学級における男女共同参画に関する講座等の開催	年2回	年2回以上	生涯学習課
	児童生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年2回	年2回以上	学校教育課
	教職員研修の実施	年5回	年5回以上	学校教育課
3 あらゆる暴力 や差別の根絶 に向けた環境 づくり	児童福祉司等の専門職を配置（専任）	未配置	配置	保健福祉課 子育て支援課
	弁護士による無料相談の開催回数	年2回 (臨時1回)	年2回以上	住民課
4 男女のワーク・ ライフ・ balan ス(仕事と生活 の調和)の支援	「ワーク・ライフ・バランス※」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	33.4%	増加	企画空港政策課
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	53.1%	増加	企画空港政策課
	母子保健事業参加者数	443人	510人	保健福祉課
	待機児童数	0人	0人維持	こども園
	家族経営協定※の新規締結数	－	5戸以上	産業経済課
	関係法令に関する広報啓発機会の提供	年1回	年1回以上	総務課 保健福祉課 企画空港政策課

基本的な課題	指標名	現状値(RI)	目標値	担当課
5 あらゆる人が 地域で自立し て生活できる ための環境整 備	介護予防事業参加者数	8,550人	12,000人	保健福祉課
	要介護認定率	14.8%	15.8%	保健福祉課
	コミュニティプラザ年間 利用人数	29,402人	37,000人	生涯学習課
6 政策・方針決定 の場への女性 の参画促進	各種会議・委員会等における 女性委員の割合	15.4%	20%以上	各委員組織 担当課
7 生涯を通じた 男女の健康づ くりの推進	子育てサポートファイル 書こう会の開催	年1回	年1回 以上	保健福祉課
	各学校において思春期講演 会の開催	年1回	年1回 以上	学校教育課
	乳がん、子宮がんの検診率	乳がん 46.6% 子宮がん 25.8%	増加	保健福祉課
8 男女共同参画 の視点に立っ た安心・安全の 環境づくり	防災会議委員の女性委員数 (委員定数 25人)	3人	5人	総務課
	女性消防団員数	7人	増加	総務課
	女性や子育て世代に配慮し た防災備蓄品目	6品目	6品目以上	総務課
	チャイルドシート補助率 ※第1子への補助を対象とする	—	80%	総務課
	LED 防犯灯設置数	1,303基	1,500基	総務課
	防犯カメラ設置件数 (町が設置および補助した件 数)	7件	19件	総務課
	民間事業者との見守り協定 締結数	7件	10件	総務課 学校教育課 保健福祉課
(参考) 多古町役場 における取組 ※「多古町にお ける女性職員の活躍 の推進に関する特 定事業主行動計 画」より	職員の年次有給休暇の取得 日数の割合 (病院職員を除く)	20.0%	50%	総務課
	一般行政職における係長職 以上の職員に占める女性の 割合	28.6%	30%	総務課

この指標一覧は、毎年度の点検・評価を行う際の基準となり、有識者組織の意見や国・県の計画、法令改正等の動向を踏まえ随時見直しを行います。



多古町男女共同参画推進プラン

- 発行日 令和3年3月発行
- 発行 多古町企画空港政策課
〒289-2292
千葉県香取郡多古町多古 584
電話 0479-76-5409



第2次多古町男女共同参画推進プラン

—男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町—

